

その意識、生活時間等についてである。調査時期は、1965年1月上旬、1967年6月下旬、9月上旬である。

3. 山岸会において共同化が成立している主な条件として、次の5点があげられる。
  - i 共有財産であること。
  - ii 職場と住居が地理的に近いこと。
  - iii 生産労働のみならず家事労働も、生活全般が共同化されていること。
  - iv 思想(ヤマギシズム)が同じであること。
  - v 山岸会参画者の以前の職業は、農業であった者が多いこと。

## D—1 生活の共同化に関する研究 —第1報山岸会の場合—

奈良女大家政 ○菊沢 康子  
                  信沢 玲子  
                  浜 芳子

1. 最近、都市においても農村においても生活が種々の方法(施設利用、機械化等)で合理化されつつあるが、生活の共同化も合理化方法の一つとしてあげられる。本研究では、生活の合理化方法としての共同化が成立するための条件、およびその問題点を明らかにすることを目的とするものである。

2. 今回は、生活全般にわたって、共同化されている山岸会を調査対象とした。本調査の調査対象地は、三重県の伊賀盆地にあり、現在人口284名で、養鶏、養豚を主として営んでいる。

3. 調査方法は、山岸会の住民のうちから15歳以上の男女について、アンケート調査および聞きとり、観察調査の方法をとった。

調査内容は、住民の概要、共同生活に入る動機および